委員会提出第 2 号議案

府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年3月17日

提出者 議会運営委員会委員長 増 山 あすか

(説明)

議員等に逮捕等期間が生じた際に、議員報酬及び期末手当の支給停止等の措置 を講ずるため、所要の改正を行うものであります。 府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例

府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年9月府中市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び議員」の次に「(以下「議員等」という。)」を加える。

第3条中「議長、副議長、常任委員会委員長及び議員」を「議員等」に改める。 第6条を第10条とし、同条の前に次の2条を加える。

(期末手当の支給停止等)

- 第8条 支給基準期間において、議員等に逮捕等期間があるとき(支給基準日において当該逮捕等期間に係る刑事事件について次項各号に掲げる処分が確定している場合を除く。)は、前条第2項の規定により算出された期末手当の額のうち、当該逮捕等期間の日数を支給基準期間における在職期間の日数で除して得た割合を当該額に乗じて得た額について、その支給を停止する。この場合において、当該議員等は、既に支給された逮捕等期間の期末手当があるときは、支給基準日の属する月の翌月末日までにこれを返納しなければならない。
- 2 前項の規定による期末手当の支給停止は、当該停止に係る刑事事件について 次に掲げる処分が確定したときは、これを解除し、当該停止に係る期末手当は、 当該処分が確定した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、そ の日の属する月)の議員報酬の支給日に支給する。期末手当の支給を停止され た議員等が議員の資格を失っているときも、同様とする。
 - (1) 公訴を提起しない処分が行われたとき。
 - ② 無罪判決(同様の効果を有する判決及び決定を含む。)が確定したとき。 (期末手当の不支給)
- 第9条 前条第1項の規定により支給を停止された期末手当は、当該停止に係る 刑事事件について有罪判決が確定したときは、当該有罪判決を受けた議員等に 支給しない。

第5条第1項中「議長、副議長、常任委員会委員長及び議員」を「議員等」に 改め、「この条において」を削り、同条第2項中「議長、副議長、常任委員会委員 長及び議員」を「議員等」に改め、「6月以内の期間」の次に「(次条において「支給基準期間」という。)」を加え、同条を第7条とする。

第4条第1項及び第3項中「議長、副議長、常任委員会委員長及び議員」を「議員等」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(議員報酬の支給停止等)

- 第4条 議員等が、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他身体を 拘束する処分を受けたときは、当該処分を受けた日から解かれる日までの期間 (以下「逮捕等期間」という。)の議員報酬の支給(逮捕等期間が1月に満たな い月は、議員報酬の月額のうち逮捕等期間を日割計算により算出した額の支給) を停止する。この場合において、当該処分を受けた議員等は、既に支給された 逮捕等期間の議員報酬があるときは、当該処分を受けた日の属する月の翌月末 日までにこれを返納しなければならない。
- 2 前項の規定による議員報酬の支給停止は、当該停止に係る刑事事件について 次に掲げる処分が確定したときは、これを解除し、当該停止に係る議員報酬は、 当該処分が確定した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、そ の日の属する月)の議員報酬の支給日に支給する。議員報酬の支給を停止され た議員等が議員の資格を失っているときも、同様とする。
 - (1) 公訴を提起しない処分が行われたとき。
 - (2) 無罪判決(同様の効果を有する判決及び決定を含む。)が確定したとき。 (議員報酬の不支給)
- 第5条 前条第1項の規定により支給を停止された議員報酬は、当該停止に係る 刑事事件について有罪判決が確定したときは、当該有罪判決を受けた議員等に 支給しない。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照(抜粋)

は、改正部分)

新

ĺΗ

(議員報酬)

(以下「議員等」という。)の議員報酬は、次のとおりと する。

議長 月額 650,000円 副議長 月額 570,000円 常任委員会委員長 月額 560,000円 議員 月額 550,000円

- 議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分ま での議員報酬を日割計算により支給する。
- 2 議員等が議員報酬の支給日以後に死亡によりその職を 離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。 ただし、いかなる場合においても重複して支給しない。

(議員報酬の支給停止等)

第4条 議員等が、刑事事件の被疑者又は被告人として逮 捕、勾留その他身体を拘束する処分を受けたときは、当 該処分を受けた日から解かれる日までの期間(以下「逮 捕等期間」という。)の議員報酬の支給(逮捕等期間が1

(議員報酬)

|第1条 ||議会の議長、副議長、常任委員会委員長及び議員||第1条 ||議会の議長、副議長、常任委員会委員長及び議員 の議員報酬は、次のとおりとする。

> 議長 月額 650,000円 副議長 月額 570,000円 常任委員会委員長 月額 560,000円 議員 月額 550,000円

- 第3条 議員等が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は 第3条 議長、副議長、常任委員会委員長及び議員が任期 満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりそ の職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を日割 計算により支給する。
 - 2 議長、副議長、常任委員会委員長及び議員が議員報酬 の支給日以後に死亡によりその職を離れたときは、その 当月分までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場 合においても重複して支給しない。

(追 加)

月に満たない月は、議員報酬の月額のうち逮捕等期間を 日割計算により算出した額の支給)を停止する。この場合において、当該処分を受けた議員等は、既に支給された逮捕等期間の議員報酬があるときは、当該処分を受けた日の属する月の翌月末日までにこれを返納しなければならない。

- 2 前項の規定による議員報酬の支給停止は、当該停止に 係る刑事事件について次に掲げる処分が確定したときは、 これを解除し、当該停止に係る議員報酬は、当該処分が 確定した日の属する月の翌月(その日が月の初日である ときは、その日の属する月)の議員報酬の支給日に支給 する。議員報酬の支給を停止された議員等が議員の資格 を失っているときも、同様とする。
 - (1) 公訴を提起しない処分が行われたとき。
 - (2) 無罪判決(同様の効果を有する判決及び決定を含む。) が確定したとき。

(議員報酬の不支給)

第5条 前条第1項の規定により支給を停止された議員報酬は、当該停止に係る刑事事件について有罪判決が確定したときは、当該有罪判決を受けた議員等に支給しない。 (費用弁償) (追 加)

(費用弁償)

- 第6条 議員等が招集に応じたときはその往復の旅行に対し、公務を帯びて旅行したときはその旅行に対しそれぞれ費用弁償として、旅費を支給する。
- 2 省略
- 3 前項に定めるもののほか<u>議員等</u>に対して支給する旅費 については、一般職の職員に対して支給する旅費の例に よる。

(期末手当)

- 第7条 議員等で6月1日及び12月1日(以下「支給基準日」という。)に在職する者に対し期末手当を支給する。
- 2 期末手当の額は、それぞれその支給基準日現在において<u>議員等</u>が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の227.5を乗じて得た額に、支給基準日以前6月以内の期間<u>(次条において「支給基準期間」という。)</u>におけるその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1)~(3) 省略

3 省 略

- 第4条 議長、副議長、常任委員会委員長及び議員が招集 に応じたときはその往復の旅行に対し、公務を帯びて旅 行したときはその旅行に対しそれぞれ費用弁償として、 旅費を支給する。
- 2 省略
- 3 前項に定めるもののほか<u>議長、副議長、常任委員会委員長及び議員</u>に対して支給する旅費については、一般職の職員に対して支給する旅費の例による。

(期末手当)

- 第5条 議長、副議長、常任委員会委員長及び議員で6月 1日及び12月1日(以下<u>この条において</u>「支給基準日」 という。)に在職する者に対し期末手当を支給する。
- 2 期末手当の額は、それぞれその支給基準日現在において議長、副議長、常任委員会委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の227.5を乗じて得た額に、支給基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1)~(3) 省略

3 省 略

(期末手当の支給停止等)

第8条 支給基準期間において、議員等に逮捕等期間があるとき(支給基準日において当該逮捕等期間に係る刑事事件について次項各号に掲げる処分が確定している場合を除く。)は、前条第2項の規定により算出された期末手当の額のうち、当該逮捕等期間の日数を支給基準期間における在職期間の日数で除して得た割合を当該額に乗じて得た額について、その支給を停止する。この場合において、当該議員等は、既に支給された逮捕等期間の期末手当があるときは、支給基準日の属する月の翌月末日までにこれを返納しなければならない。

2 前項の規定による期末手当の支給停止は、当該停止に 係る刑事事件について次に掲げる処分が確定したときは、 これを解除し、当該停止に係る期末手当は、当該処分が 確定した日の属する月の翌月(その日が月の初日である ときは、その日の属する月)の議員報酬の支給日に支給 する。期末手当の支給を停止された議員等が議員の資格 を失っているときも、同様とする。 (追 加)

新新	旧
(1) 公訴を提起しない処分が行われたとき。	
(2) 無罪判決(同様の効果を有する判決及び決定を含む。)	
が確定したとき。	
(期末手当の不支給)	(追 加)
第9条 前条第1項の規定により支給を停止された期末手	
当は、当該停止に係る刑事事件について有罪判決が確定	
したときは、当該有罪判決を受けた議員等に支給しない。	
<u>第10条</u> 省 略	<u>第6条</u> 省 略
<u>付 則</u>	
この条例は、令和5年4月1日から施行する。	